

令和7年度 印西市電話de詐欺 対策機器貸与事業

自動通話録音機器を
無償で貸与します!!



申請期間

令和8年2月27日まで

対象者

以下の①～⑤の要件を満たす世帯

- ①印西市に住民登録している高齢者（年度の末日において75歳以上）と同居する世帯
- ②高齢者及び同居する世帯の人が暴力団員でないこと
- ③自宅に対策機器を設置できる固定電話を有していること
- ④千葉県警察から対策機器の貸与を受けていないこと
- ⑤対策機器と同等の機器や電話を有していないこと

自動通話録音・警告メッセージ機能付

自動録音なので面倒な
操作は必要ありません



怪しい電話があっても・・・

この電話の通話内容は、防
犯の為、会話内容を自動録
音します。（自動音声）



犯人は録音などの証拠が
残ることを嫌います

申請方法・注意事項

① 申請



- 申請書に必要事項を記入し、申請者本人の確認書類の写し（マイナンバーカード（表面）・健康保険証の資格確認書など）を用意のうえ、市役所2階の市民活動推進課に申請
- ・窓口…平日午前8時30分～午後5時15分まで
- ・郵送…〒270-1396 印西市大森2364-2
印西市市民部 市民活動推進課 防犯対策係 まで
- 申請書は市民活動推進課窓口で配布又は市ホームページからダウンロードして印刷
- 代理人が申請する場合は、高齢者からの委任状が必要

② 貸与決定



- 申請書の内容を審査後に貸与者を決定し、決定通知書を郵送

③ 機器受取

- 受取期間内に決定通知書を持参のうえ、市民活動推進課窓口にて受け取り
- ・時間…平日午前8時30分～午後5時15分まで

注意事項



- 貸与機器は1世帯に1台
- 貸与期間は貸与した日から3年間
- 貸与期間中に転出・死亡・対策機能付き電話機などを購入した場合は返却、住所・氏名などの変更時は届出を速やかにすること
- 貸与期間中の貸与機器の電気代・通信料金・故障の修繕費用などは、貸与を受けた世帯の負担
- 機器の取付は原則、被貸与者が行うこと

電話^で詐欺の犯人は、音声録音され証拠が残ることを嫌うので、警告メッセージが流れ、自動通話録音機器などを利用していることがわかると、電話を切る傾向にあり、被害防止に効果があります。自動通話録音機器を使い、詐欺被害を未然に防ぎましょう！



お問い合わせ先

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2
印西市市民部 市民活動推進課 防犯対策係
☎0476-33-4435